

# 業務指示書

## モンゴル国高等専門学校型教育にかかる情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月14日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月16日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

### 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを認めない）

### 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：高等教育政策および産業人材ニーズ分析にかかる各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います  
(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)  
(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。  
( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／高等教育政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：高等教育政策にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 産業人材ニーズ】

- 1) 類似業務の経験：産業人材ニーズにかかる各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年9月26日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d'Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MNT1 = 0.05138 円 , US\$1 = 105.440 円 , EUR1 = 115.974 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／高等教育政策

産業人材ニーズ

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5,34 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月11日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

### (3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

**プロポーザル評価表**  
**モンゴル国高等専門学校型教育にかかる情報収集・確認調査**

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／高等教育政策	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 （今回は評価の対象としません）	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 産業人材ニーズ	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容等に関する事項

### 1. 業務の背景

モンゴルは、2006年から2013年までに一人当たりGDPが4倍近くにまで拡大するなど、顕著な経済成長を遂げてきている。近年、経済成長を牽引してきた鉱物資源価格の下落や資源ナショナリズム運動の高まりを受けた外資規制法制定等に見られるポリティカルリスクの顕在化などが影響し、経済成長率が急激に鈍化している。

そうした状況下、モンゴル政府は2016年2月に国会承認された「モンゴル持続可能な開発ビジョン2030」において、「先端技術や技術革新に基づく輸出加工産業の発展」等を目標に掲げ、持続的な経済成長のために産業の多角化を目指している。また、同ビジョンでは、「開発の優先順位に合わせて専門教育・職業訓練制度の改善を図り、高い専門スキルを身につけた人材を養成」することや、「持続的開発の確保に向けた高等教育制度の改善」、「产学連携の確保を図り、知識に基づいた社会を開発する」ことを目標に掲げており、産業人材育成に取り組むこととしている。

産業人材育成の中でもモンゴルでは特に、より実践的な教育を行う高等専門学校（以下「高専」）型教育への関心が高まっており、近年高専型教育の導入準備が進められてきた。2014年9月には、高専型教育を導入した3つの教育機関（Institute of Technology of Mongolian University of Science and Technology（MUST）、Institute of Engineering and Technology（IET）、New Mongol Technology College）が設立された。2015年4月には、モンゴルの「高等教育法」が改正され、高専型教育を導入する教育機関が“College of Technology”として法的に位置づけられた。モンゴル教育・文化・科学・スポーツ省（MECSS）が主管官庁となって高専型教育にかかる法的環境やカリキュラムの整備等を進めている。

しかしながら、高専型教育にかかる政策・細則の策定や高学年のカリキュラムの整備等、今後取り組むべき事項も多い。また、各学校現場ではシラバスの策定、教科書・実験資機材の整備等を進めているものの、在籍する学生の年次の上昇に伴って、新たに実験機材等の整備が必要になる。さらに、教育環境の整備のみならず、学生の卒業後の就労支援も含めた包括的な教育体制の構築も課題となっている。

同分野に対してこれまでJICAでは、2012年から2013年にかけて「モンゴル国工学系高等教育情報収集・確認調査」を行い、その結果を踏まえて2014年3月に円借款事業「工学系高等教育支援事業」（2014～2023年）を開始、工学系高等教育機関の機能強化や日本への留学を通じた工学系産業人材の育成を支援している。この事業の主要コンポーネントの一つとして、日本の高専への留学プログラムを実施しており、2016年4月より第1期生が日本全国各地の高専への留学を開始した。今後も5期にわたって合計200名の留学生の受入を予定している。しかし、同事業は、日本の高専への留学による即戦力人材の育成を目的としているため、モンゴルにおける高専型教育のシステム強化にかかる支援内容は含まれていない。

モンゴルにおける高専型教育への支援として、JICAでは2015年度より3か年にわたりて国別研修「高専型教育導入に向けた教員の能力強化」を実施している。当該研修は、上記モンゴルの3高専型教育実施機関の教員を主な対象として、日本の高専の概

要、高専における各教科の教授法についての学習、教育現場の視察等を通じて、モンゴルにおける高専型教育導入に必要となる適切な知識・理解を持った人材の能力向上を図っている。

今般、JICAでは、上記研修が2017年度に実施最終年度を迎えるのに際し、モンゴルの高専型教育をとりまく政策・現状・課題・産業界のニーズ等を分析し、高専型教育に関するモンゴル政府の政策策定に資するよう、今後のモンゴルにおける高専型教育の展望につき提言を行うことを目的として、情報収集・確認調査を実施する。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務の目的

本調査では、モンゴルにおける高専型教育にかかる政策、現状、課題、及び産業界のニーズ等の情報を収集・整理し、高専型教育に関するモンゴル政府の政策策定に資する提言を行うとともに、調査の過程で明らかになった主要課題を解決するためのJICAによる協力方策につき、関係機関との調整のもと、提案することを目的とする。

### (2) 対象地域

モンゴル全土（主な調査拠点はウランバートル市を想定）

### (3) 関係官庁・機関

主管官庁：モンゴル国教育・文化・科学・スポーツ省（MECSS）

産業界の動向に関しては、鉱業・重工業省、食糧・農牧業・軽工業省、モンゴル日本人材開発センター、商工会議所を主な対象として情報収集を行う。

## 3. 業務の範囲

本業務は、「2. (1) 業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 4. 実施方針及び留意事項

### (1) 全体方針

本調査では、モンゴルにおける高専型教育の今後の展望について検討することを中心据え、その分析をもとに、JICAの支援方策につき提言を抽出することを最終的な目標とする。

そのために、モンゴルにおける高専型教育の現状・課題の整理、工学系教育機関（高校、高専型教育実施機関、大学学部）及び職業技術訓練校（TVET）に対する産業界の認識とニーズの調査、工学系教育体系における高専型教育の必要性・意義、位置づけ・役割、上記の工学系教育機関やTVETから輩出される人材と比較した際の高専型教育実施機関から輩出される人材の優位性等の整理を行う。これらの分析を踏まえ、先方政府との協議を行い、モンゴルにおける高専型教育の発展のために今後必要になる施策（目標、活動内容、スケジュール、必要経費、人員配置等）につき提言する。さらに、

そこで提言された施策の実現のために、技術協力プロジェクトを念頭に、JICA 協力の必要性を分析し、協力方策（案）を検討することを想定している。

#### （2）（円借款）「工学系高等教育支援事業」との連携・調査結果の共有

「1. 業務の背景」に記載のとおり、JICA では、MECSS との間で標記事業を実施中である。「1. 業務の背景」に記載した日本の高専留学プログラムの他に、工学系大学（ツイニング・プログラム）、大学院への留学生派遣も進めている。ノンディグリープログラムによる短期留学生も含めると、この円借款事業で合計 1,000 名が日本への留学を経験する計画であり、即戦力人材も含め、モンゴルの工学系産業人材の育成に貢献することが期待されている。本調査における産業界の認識及びニーズ調査（「5.（2）2）工学系高等教育（主に高専）に対する産業界の認識とニーズ調査」参照）にあたっては、この事業での本邦留学生（特にツイニング・プログラム、高専留学プログラム）とモンゴルの高専型教育実施機関から輩出される人材それぞれに対する産業界のニーズを調査項目に含め、比較・分析すること。また、その結果は同事業で日本に派遣された留学生の進路・就労支援の方策検討に活用することが期待されているため、同事業の関係者にも共有すること。

#### （3）モンゴル日本人材開発センターとの連携

モンゴル日本人材開発センターでは技術協力「モンゴル日本人材開発センタービジネス人材育成・交流拠点機能強化プロジェクト」を実施している。本調査の上記2）における、モンゴルの産業界の認識・ニーズ調査にあたっては、同センターにおけるビジネスコース受講企業に対するヒアリングを行うことを見込んでいる。

#### （4）実施中の JICA 調査案件の結果の活用

JICA では本調査とは別に「投資環境・促進にかかる情報収集・確認調査」を 2015 年 11 月から 2017 年 1 月までの予定で実施中である。同調査では、2015 年 2 月に締結された EPA の内容を念頭に、本邦企業の事業展開方針や動向及び本邦企業が有する製品、技術、サービス内容を踏まえ、本邦企業進出のポテンシャルの高い産業・業種を特定した上で、JICA の「民間セクター支援プログラム」を構成する①モンゴルの投資環境整備（関連法令・規程、制度等）、②モンゴルで 9 割以上を占める中小企業の育成（振興政策、基準認証制度、人材育成等）、③貿易促進（通商政策、手続き簡素化等）における支援方策（プログラム目標・指標、支援戦略・アプローチ、個別候補案件等）につき提言することを目的として、民間セクターの動向について調査を実施している。同調査の結果については 2016 年 11 月頃に日本国内にてセミナーを開催し、2017 年 1 月頃に最終報告書が完成する見込みであるところ、JICA から情報を提供する。その情報を参照しつつ、調査活動の重複を避けるよう留意すること。

また、同様に JICA では「モンゴル国地域総合開発にかかる情報収集・確認調査」を 2015 年 3 月から 2016 年 11 月までの予定で実施中である。同調査では、モンゴルにおける地域総合開発の開発戦略について検討し、JICA による地域総合開発の協力可能性

に関する提言を抽出することを目的としているが、民間セクターの動向についても調査項目に含めており、現地再委託による民間企業へのアンケート調査やヒアリングが実施されている。ウランバートル市以外の地方を拠点とした調査ではあるものの、モンゴルの産業界の動向について網羅的に調査していることから、本調査を進めるにあたっては、JICA より同調査の報告書を提供するため、同調査の結果の活用に留意すること。

#### （5）我が国の支援リソース

我が国の高専については、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」とする）が所管しており、関連分野の知見を有していることから、高専機構からのインプットを得つつ調査を進める。コンサルタントは、高専機構からのインプットを特に必要とする調査項目について、プロポーザルにて提案すること。また、JICA の支援方策につき提言を抽出するにあたっては、現在高専機構が独自に検討中のモンゴル側への協力内容との重複が無いよう、高専機構との協議・調整に留意すること。

高専機構の本調査への関与は、以下の 2 点を想定している。なお、経費の見積りに関しては、「第 3 業務実施上の条件」における「6. その他の留意事項（2）高専機構の関与」を参照すること。

##### 1) 現地調査 I 及び II への高専機構からの調査団員の同行

現地調査 I 及び II において、別途 JICA から調査団として高専機構から人員を派遣する。高専機構からの調査団員は、それぞれの調査で 1 名ずつを予定しており、本調査活動の開始後最大 5 日間、同行することを想定している。現地調査 I 及び II の実施時期は、現時点では以下のとおり予定しているが、実施日程については調査開始後に高専機構と調整を行うこと。

現地調査 I : 2016 年 12 月頃

現地調査 II : 2017 年 3 月頃

##### 2) モンゴル政府関係者の招へいにおける連携

モンゴル政府関係者の招へいにおいては、高専機構が受け入れ機関となる高専との調整等を行うことから、高専機構と連携して、日程・プログラム調整を行うこと（「5. (3) 2) モンゴル政府関係者の招へい」参照）。

#### （6）計画内容の確認プロセスについて

本調査は、JICA 東・中央アジア部及びモンゴル事務所と意見交換を十分に行いつつ進めるものとする。

#### （7）関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取り付けは、原則としてコンサルタントが行うことを前提とするが、JICA モンゴル事務所は、モンゴル政府関係機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、

必要に応じ、各機関との初回のアポイントメントの取付を行い、円滑な調査実施のための協力を行う。

## 5. 業務の内容

業務内容は以下を想定している。コンサルタントは国内作業及び現地作業について、効果的かつ効率的な作業方法、作業工程をプロポーザルにて提案すること。

### (1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの作成

- 1) 既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討する。
- 2) 調査の基本方針・内容・方法及びスケジュールを検討する。
- 3) 現地で収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。
- 4) 上記の結果をとりまとめてインセプションレポート案を作成し、JICA の了承を得て最終化する。

### (2) 現地調査Ⅰ

現地調査において、インセプションレポートを MECSS に説明・協議し、基本的了解を得た上で、以下を含む項目を調査する。これ以外に必要性の高い調査項目があれば、プロポーザルにて提案し、調査を行う。

#### 1) 高専型教育導入の現状・課題

MECSS へのヒアリングを通じて、下記①～④の事項につき情報収集・整理し、課題を特定する。また、既存の高専型教育を実施している 3 つの教育機関へのヒアリング及び視察を通じて、下記⑤, ⑥の事項につき情報収集・整理し、課題を特定する。

- ① 高専型教育をとりまく法的環境・関連政策・高専設置基準等の規則・規程
- ② 高専型教育をとりまく関連機関の人員体制・役割・予算配分
- ③ 高専型教育の教員養成システム
- ④ 高専型教育の共通カリキュラム・教材（教員用指導書、教科書、副教材等）
- ⑤ 既存 3 校の高専型教育実施機関のソフト面の状況確認（組織体制、シラバス、教科書、教材・教具、教員雇用、教員配置、教員の所有資格及び学位、教員の研修制度、生徒数、入試、成績評価方法、インターンシップ制度、卒業要件、卒業後の就職支援制度等）
- ⑥ 既存 3 校の高専型教育実施機関の施設、実験機材等ハード設備

#### 2) 工学系教育及び TVET に対する産業界の認識とニーズ調査

モンゴル政府の関連政策分析・MECSS へのヒアリング、産業界（主要企業・本邦企業）及び主な工学系教育機関や TVET へのインタビュー調査等を通じて、下記①～⑦の事項につき、情報収集・整理する。

- ① 経済・産業構造の推移、現状、及び今後の見通し
- ② 人口構造の推移と今後の見通し
- ③ 主要産業分野（政策の重点分野含む）の基礎データ
- ④ 國家的開発プロジェクトの現状・見通し

- ⑤ 現地産業界（主要な産業）の人材育成ニーズに対する教育セクターの対応状況や課題（現地の人材需給ギャップ、職能・技能ギャップ）
- ⑥ 本邦企業の進出状況
- ⑦ 産業界（主要な産業）と国内の主要な工学系高等教育機関との連携活動、産業界側から見たこれまでの成果や課題、今後に向けた期待や関心の整理、上記を踏まえて今後育成が求められる分野・工学系人材像  
なお、産業界の人材ニーズ調査に際しては、高校卒業生・高専型教育機関卒業生・大学学部卒業生・TVET卒業生を対象として想定する。  
また、「モンゴル投資ガイド」（2013年1月）及び「モンゴル国工学系高等教育情報収集・確認調査最終報告書」（2013年12月）を参照しつつ、情報を整理する。その際、同調査実施時点からモンゴルのマクロ経済状況が大きく変化していることに留意する。

### 3) 他の工学系教育機関及びTVETにおける教育の実践状況

モンゴルの工学系大学、工学系の短期大学、工業高校等の工学系教育機関及びTVETを対象として下記①～⑦の事項につき情報収集・整理し、高等教育体系を俯瞰しつつ、2)の結果分析を踏まえた上で、高専型教育の定義、必要性・意義、位置づけ・役割、特徴・比較優位性等を分析・整理する。

- ① 運営状況
- ② 教職員の人事
- ③ 教育カリキュラム、研究方針・活動状況・研究環境
- ④ 学生の就職率、就職先
- ⑤ 国内外の他教育機関との連携状況
- ⑥ 国内外の产学連携の状況（民間企業でのインターンシップ受入等）
- ⑦ 他ドナーの支援状況

モンゴル側の高専型教育にかかる政策策定の際に基礎材料となるよう留意する。  
また、一部教育機関（工学系大学、TVET等）については、2012年から2013年にかけて実施した「モンゴル国工学系高等教育情報収集・確認調査」の最終報告書を参考し、アップデートを行う。

### （3）国内作業Ⅰ

#### 1) 調査結果の分析

（2）で実施した調査結果の分析を行い、高専型教育の発展のためにモンゴル政府が実施すべき施策・取組を以下の点から整理した上で、そのために必要なJICAによる協力のシナリオを検討する。

- ア) 事業の目標
- イ) 事業の概要
- ウ) 事業実施体制・人員配置
- エ) スケジュール案
- オ) 概略事業費

#### 2) モンゴル政府関係者の招へい（2017年2月頃目途・5日間程度、東京・都城）

モンゴル政府関係者（上記2.（3）で示した関係機関から参加、5名程度）を対象とした日本への招へい事業を実施し、我が国の高専の知見・経験を共有する。現在のところ、以下のプログラム（視察・講義等）を骨子とすることを想定している。

- ① 高専の授業現場の視察（都城高専を想定）
- ② 地域の産業と高専の連携の現場視察
- ③ モンゴルにおける高専型教育の今後の展望に関する協議

コンサルタントは、当該本邦招へいに関し、以下①～⑥の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者への引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、発注者が行うものとする。

① 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選は発注者と先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

② 招へいプログラムの作成

招へい実施1か月前を目途に、招へいプログラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、発注者の基本的な了解を得る。

③ 面談者・見学先等の手配

発注者の了解を得た招へいプログラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

④ 招へいに係る関連資料の作成

招へいプログラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を和文およびモンゴル語で作成する。

⑤ 招へいプログラムの実施

招へいプログラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、コンサルタントの業務従事者が同行するものとする。

⑥ 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、発注者に提出する。

3) ドラフト・ファイナルレポートの作成

以上の活動の結果をドラフト・ファイナルレポートに取りまとめ、JICA 東・中央アジア部に提出し、コメントを得る。

(4) 現地調査 II

上記（3）国内作業 I の結果とりまとめられたドラフト・ファイナルレポートをモンゴル側に説明し、関係者からのコメントを取り纏める。

(5) 国内作業 II

上記（4）現地調査IIで得られたコメントをレポートに反映し、ファイナルレポートにまとめ、提出する。

## 6. 成果品等

### （1）調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### ア. インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画など

提出時期：2016年11月下旬

提出部数：英文5部（簡易製本）

モンゴル語10部（簡易製本）

#### イ. ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査・検討の取りまとめ結果

提出時期：2017年3月上旬

提出部数：和文5部（簡易製本）

英文5部（簡易製本）

モンゴル語10部（簡易製本）

#### ウ. ファイナルレポート

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対するコメントに対応して必要な加除修正を行ったもの

提出時期：2017年4月下旬

提出部数：和文15部（製本）

英文10部（製本）

モンゴル語20部（製本）

CD-ROM 3セット

### （2）コンサルタント業務従事月報

記載事項：各月毎の業務内容、作業・進捗状況の他、現地情勢、調査上の留意点等（A4数ページ）を記載する。当該月のモンゴル関係機関との会議、その他関係議事録を添付。

提出時期：調査月の翌月5日までに提出（月毎）

提出部数：1部

**(3) 収集資料**

業務期間中に収集した資料、データ（撮影写真を含む）一式

提出時期：調査終了時

**(4) その他の報告書類**

**業務計画書**

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 営業日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

**(5) 調査報告書の仕様**

ファイナル・レポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナル・レポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成するものとする（当ガイドラインは機構ホームページ「調達情報 関連規程・ガイドライン等」を参照のこと）。

## 1. 業務工程

2016年11月上旬より業務を開始し、11月下旬を目途にインセプションレポートを提出し、2017年4月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

## 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

### (1) 業務量の目途

合 計：約8.0M／M程度

### (2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認められる。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／高等教育政策（2号）
- 2) 産業人材ニーズ（3号）
- 3) 教育計画／研修計画

## 3. 相手国の便宜供与

特になし。

## 4. 参考資料

### (1) 配布資料

- ・モンゴル国工学系高等教育事業準備調査最終報告書（2013年12月）

### (2) インターネット閲覧資料

- ・モンゴル国工学系高等教育情報収集・確認調査最終報告書（2013年1月）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/1000015031.pdf>

- ・モンゴル投資ガイド（2013年1月）

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv\\_partner/ku57pq000016s6az-att/invest\\_mongol\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/invest_mongol_01.pdf)

## 5. 機材の調達

本調査においては資機材の購入は想定していない。

## 6. その他の留意事項

#### (1) 通訳・翻訳要員

業務実施上の必要に応じ、業務補助員として通訳・翻訳要員を現地にて雇用することを認める。雇用に係る経費は、本見積に価格を含めること。

#### (2) 高専機構の参団にかかる経費

##### 1) 現地調査Ⅰ及びⅡ

コンサルタントは、必要に応じ高専機構の現地調査Ⅰ及びⅡへの同行に係る現地調査費（車両の追加備上）を本見積に含めること。高専機構から現地調査Ⅰ及びⅡに派遣される人員の渡航費、日当・宿泊費等の計上は不要とする。

##### 2) モンゴル政府関係者の招へい

高専機構からの招へいプログラムへの同行にかかる国内旅費の計上は不要である。また、高専訪問にかかる謝金等の計上は不要とする。

#### (3) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA モンゴル事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

現地業務に先立ち「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

#### (4) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

#### (5) 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

